

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 6 月 15 日現在

機関番号：13501

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009 ～ 2011

課題番号：21530830

研究課題名（和文） 戦後改革期の大学行政および質保証に関する制度改革構想の研究

研究課題名（英文） Reform Plans for the System of University Administration and Quality Assurance in Postwar-Japan under occupation

研究代表者

日永 龍彦（HINAGA TATSUHIKO）

山梨大学・大学教育研究開発センター・教授

研究者番号：60253374

研究成果の概要（和文）：これまで、民間の大学団体が大学の設置認可プロセスに関与するという戦後日本に導入された大学行政に関する制度は、日本に特有のものと理解されてきた。しかし本研究では、戦後改革を指導した CIE 担当官が、米国に実在する、あるいは実在したモデルに影響を受けながら改革をリードし、結果としてできあがったしくみも日本に特有のものではなく、その原型を米国の州レベルのしくみに求めることができるものであったことを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：The preceding studies considered the university administration system put into effect in postwar days as characteristic system of Japan. It was that nongovernmental association of universities took part in the chartering process as legal action.

On the other hand, I showed in this study that CIE officers tried to lead the reform based on the models that were existed or had been existed. I also showed that we could find the model of the Japanese university administration system at that time in the systems that had adopted in some States in USA.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	2,400,000	720,000	3,120,000
2010 年度	500,000	150,000	650,000
2011 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：大学行政権・大学設置認可・大学評価・戦後大学改革

1. 研究開始当初の背景

本研究の対象となる戦後改革期は、大学基準協会によるア krediyteshon 制度の導入や官（国）立大学の地方移管、公私立大学の設置認可権の委譲など、大学の質の維持・向上という面での国の関与の縮減が試み

られたが、社会的な諸状況の中でそれが実現されなかった時期である。これまで、戦後改革期の大学行政に関わる研究は海後宗臣・寺崎昌男『大学教育』（1969）をはじめ、数多く行なわれてきた。これら先行研究においては、CIE と文部省との綱引きの中で大学基準

協会が成立し、大学の設置認可の基準を民間である同協会が設定するという日本に特有の仕組みが作られたと考えられてきた。同時に、学校教育法「第5章 大学」に含まれる「監督庁」が同法106条による「当分は文部大臣」という読み替えがなされていない点について、何（誰）を監督庁とし、大学行政権を掌らせようとしていたかが必ずしも明らかにしていなかった。

この点に関し研究代表者は、2007年度中より国会図書館所蔵のGHQ/SCAP recordを中心に検討する中からCIE関係者が大学の設置認可権を1947年5月段階で文部大臣に行使させることを認めたことについて、「仮の(tentative)システム」と位置づけていたことを明らかにした。しかし、なぜ仮のシステムで妥協せざるを得なかったのか、また、CIE関係者が考える仮のシステム後の本格的なシステムが具体的に何かという点は依然として不明確なままであった。

2. 研究の目的

(1) 大学の質の維持・向上に関する多様な改革構想の抽出とその実現状況の検証

文部大臣による設置認可と大学基準協会による会員資格認定制度（アクレディテーション）とを組み合わせる形で戦後の大学の質の維持・向上に関する制度が成立する過程で、CIE側がもたらしたアメリカのアクレディテーションに関する情報の他に、わが国の大学や文部省関係者がどのような改革構想を持っていたのかを明らかにする。

(2) 大学行政制度に関する多様な改革構想の抽出・提示

上述のように、学校教育法「第5章 大学」に含まれる監督庁については明示されないまま文部大臣による設置認可が既成事実化していったが、そのような法制度上の不備が起きてしまった背景に、大学行政権の地方委譲構想や中央における新たな組織設立構想があったことが先行研究からも推測できる。また、CIE、文部省、大学の関係者がそれぞれに制度改革を構想していた様子も先行研究等から確認できる。そこで、これら諸構想の具体的な内容を明らかにしていきたい。その際、従来の研究で十分検証されてこなかった教育委員会法や地方自治法などの地方分権改革関連の法制度との関連にも着目していく。

3. 研究の方法

(1) 2009年度

①戦後の大学の質保証制度構築プロセスにおいてCIE側からもたらされた情報を明らかにするため、国立国会図書館憲政資料室所蔵のGHQ/SCAPレコードからCIE高等教育班関連の資料(1945～48年)の検索・収集、日本

側の中心組織としての大学基準協会所蔵資料(マイクロフィルム約10万コマ相当)の電子ファイル化による収集・整理を行なった。

②個別大学による制度改革提言を積極的に抽出する一環として、当時独自の大学制度改革構想を提起した数少ない大学の1つである北海道大学の大学文書館において同改革構想が作り上げられる過程に関連する資料の収集を行った。同時に、構想策定の中心メンバーが参加していたGHQ/SCAPの経済科学局(ESS)内の科学渉外連絡委員会および顧問として来日していたH.C.ケリー氏関連の資料を上記GHQ/SCAPレコードから収集した。また、教育刷新委員会の中心メンバーである南原繁氏関連資料収集の一環として、東京大学百年史史料室の資料調査を次年度(22年度)に行なうため、『東京大学百年史』の関連部分の分析を進めた。

(2) 2010年度

①2009年度同様CIE高度教育班関連の資料(1945～48年)および大学基準協会所蔵資料の検索・収集・整理・分析を進めたほか、日本側政府機関の資料として、国立公文書所蔵資料のうち、学校教育法、教育委員会法、地方自治法などの成立過程に関する資料の収集を行った。

②東京大学、京都大学、関西大学等、教育刷新審議会や大学基準協会において、大学の質保証制度に関する発言を行った個人が所属する大学の年史の分析を行うとともに、北海道大学が提起した大学制度改革構想の立案過程を詳細に調査するため、北海道大学図書館および道立・札幌市立図書館で当時の状況を伝える書籍や新聞等の資料の調査を行った。

(3) 2011年度

①国会図書館憲政資料室所蔵のGHQ/SCAPレコードの検索だけでなく、スタンフォード大学フーヴァー研究所のトレイナー文書(個人所蔵マイクロフィルムを借用)からCIEの高等教育班・地方教育行政班関連の資料(1945～47年)の検索・収集した。

②北海道大学への再調査とともに、関西大学の文書館において戦後改革期の岩崎学長に関する資料調査を行った。

③年度後半は、研究協力者とともに、最終報告書の作成を行った。

4. 研究成果

(1) 設置認可とアクレディテーションに関するCIE担当官による理解の明確化

これまでの先行研究では、アクレディテーションを非政府的な行為であり、大学の改善を目的とするもので、政府による設置認可とは区別されるものとしてとらえられてきた。そして、1でも述べたように先行研究においては、戦後日本に導入された大学行政に関す

る制度が日本に特有のものであると理解してきた。非政府的なアクレディテーションを実施する協会組織が、法的な行為であるチャータリングとしての設置認可のプロセスにおいて重要な役割を負っているためである。先行研究によるこのような理解の背景には、1947年5月12日の大学設立基準設定連合協議会席上で行なわれたCIE担当官による講演がある。講演では、設置認可とアクレディテーションを上記のように説明していたのである。それに対して本研究では、戦後改革期において、改革を主導していったCIE側がアクレディテーションとチャータリングとしての設置認可についてどのように理解していたのかを検証した。というのも、戦後日本に導入された大学行政に関する制度に類似したしくみが米国にもあったことを、研究代表者自身が本研究課題に取り組む以前に示していたからである。同時に、当時のアクレディテーションが必ずしも非政府的な活動とは限らず、その目的も大学の質の向上に限るものでなかったことを示していた。

本研究を通じてまず、CIEの担当官が大学の設置認可やアクレディテーションについて必ずしも高い専門性を持っていたのではなく、米国本国から取り寄せた資料等を基に研究を進めていたことが明らかになった。そして、彼らの研究の当初には、アクレディテーションについて、すでに活動している教育機関の中から一定の画一的な基準によって、たとえば「大学」と認められるところを選別するという、古いタイプのもので理解していたこと、したがって、旧制の高等教育機関の中から新制大学として認められるところを選別する機能も設置認可ではなくアクレディテーションとみなしていたこと、北中部地区のアクレディテーションが開始して10年程度経過した、各大学の目的の充足状況という質の評価を中心とする新しいタイプのアクレディテーションに関する情報をその後得て、日本のアクレディテーションをその方向に持っていこうとしたことなどを跡付けることができた。

しかも、先に述べたように学校教育法が大学行政権の所在をあいまいにしたまま成立した後、文部省が数度の交渉を通じてCIEに文部省による設置認可を認めさせたが、その過程でCIEの担当官は文部省に対して大幅な譲歩をしながらも、第一次教育使節団報告書の基本線を守ろうとしていたことも明らかにできた。ただここでは、CIEの担当官がチャータリングとしての設置認可という行為についておそらくその重要性を認識していなかったであろうということを描きおく必要がある。米国ではチャータリングという英国や戦前の日本のような設置認可は必ずしもよく知られているものではなく、教育

機関の開設に対する州政府の許可が一般的であったためである。

いずれにしても、米国におけるアクレディテーションの概念がその発生以来変化し続けてきていることや、チャータリングとしての設置認可の概念がCIE担当官にどのように理解され得たかということを確認したうえで、戦後改革期の歴史的な事実の意味合いを解釈していかなければ事実を見誤りかねないということである。そのような立場から資料を再検証した結果、すでに述べたように、先行研究は戦後改革期に導入されたしくみを日本に特有のもののみとしたが、そのような理解は必ずしも正しくなかったことを明らかにすることができたというのが第一の成果である。

(2)CIE側で検討されていた大学区制度構想の発見

これまで、CIEは第一次教育使節団による勧告の実現のために非政府機関によるアクレディテーションの実現を目指したと言われてきたが、本研究を通じて、第一次教育使節団の勧告を実現する方法について異なる構想があったことを発見した。日本における教育行政の分権化の一環として使節団の勧告を実現しようとする構想である。それは、戦後の占領教育政策の立案に携わり第一次教育使節団にも加わっていたボウルズや、戦前から日本に教師として滞在していた経験を買われてアドバイザーとなっていたデル・レなど、日本の状況を熟知した人物の影響を受けたものであった。その構想は、日本をいくつかの地方に分割し、それぞれの地方に地方教育委員会を設置しようとするものである。しかも、各地の有力大学が開設許可やその後の適格認定（アクレディテーション）などの大学行政を含む地方教育行政の中心的な役割を果たすことが期待されているものであって、まさに(1)で述べた米国における州立大学を中心とした州単位の教育行政制度と同じ発想によるものであった。

大学区構想ということでは、田中耕太郎文部大臣（当時）による学区庁構想が知られている。本研究でもこの構想がどのような経緯で提起され、教育刷新委員会の中でどのように検討されていったのか、その結果が地方教育行政法案あるいは教育委員会法案にどのように反映されていったのかについても跡付けた。しかし、上記CIE側の大学区構想は、この田中の構想がCIEに紹介される2か月以上前に提起されている上、田中の学区庁構想が文部省による教育者の独善を許すものとして否定されたのに対して、将来的には地方分権を進めるうえで理想的な形と評価されている。実現に至らなかったのは、大学区という行政区がその当時は存在しなかったことから、学校教育法の制定に間に合うような

準備ができないという時間的な理由からであった。

この後、大学区構想を検討していたCIE内の委員会は改組され、ウィグルスワースを中心に非政府機関によるアクレディテーションの導入を目指していくこととなるが、この大学区構想とあわせて個別大学の管理運営方法としての理事会構想も提起されている。つまり、文部省による設置認可と民間団体によるアクレディテーションという戦後の大学行政の形が整ったのち、CIE側から提起されてくる、国立大学の地方移譲や大学理事会制度の導入などの改革構想の原型が、この構想の中にすべて含まれていたのである。

(3) 本研究のインパクトと今後の展望

先行研究では諸中等教育段階の地方分権改革と大学改革との連携を意識して扱うことはほとんどされてこなかったと思うが、今回の研究を通じて研究代表者は、両者の連携の可能性を探りながら資料の分析を進めていった。とりわけ、(2)でふれた大学区構想に関する資料については、教育の地方分権改革に関する諸資料とともに 트레이ナー文書の中に保存されていた。そのような視点から資料検索を進めていった結果、新資料を発見することにつながったものと考えている。このような新たな発見をとともう本研究は、先行研究の空白を埋める一定の意義を持ちうると考えているが、実際のインパクトについては現在投稿中の論文の審査結果を待つ必要があるだろう。

また、戦後日本の大学教育改革構想のモデルが、当時の米国本国にあり、それを誰が情報として伝えたかということが非常に重要であった。次年度以降、関連する課題で科学研究費を受けることができたので、戦後大学改革において、大学教育の質の維持・向上のためのしくみを作っていくに当たり、どのようなモデルが選択・理解・受容されたのか、占領下の日本本土と直接統治下にあった億縄との比較も視野に入れながら今後の研究を進めていきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表] (計2件)

- ① 日永龍彦「大学評価の制度化の過程と政治」(日本教育行政学会第46回大会課題研究、2011年10月、於、九州大学)
- ② 日永龍彦「新制大学の質保証制度の成立過程-CI&Eによる大学行政権の地方委譲構想に焦点をあてて-」(日本教育学会第69回大会自由研究、2010年8月、於、広島大学)

[図書] (計1件)

- ① シリーズ「大学評価を考える」第4巻編集委員会編『PDCAサイクル、3つの誤読』晃洋書房、2011年7月。担当部分、日永龍彦「第1章 大学の質とモノの質の誤読」pp. 11-38。

[その他]

- ① 研究協力者である石渡尊子氏(桜美林大学)と分担により、本研究成果報告書を作成した。その一部を活用して作成した論文を日本教育学会の学会誌『教育学研究』に5月末付で投稿し、現在審査中であるため、審査結果が明らかになる8月上旬以降、関係者に配布予定である。
- ② 研究成果中 [図書] 欄に示したものは、大学評価学会「第2回 田中昌人記念学会賞」受賞理由の一部とされた。
- ③ 上記研究成果については、山梨大学研究者総覧に掲載されている。URLは以下の通り。
http://erdb.yamanashi.ac.jp/rdb/A_DispInfo.Scholar/13/4485AA969452B73A.html

6. 研究組織

(1) 研究代表者

日永 龍彦 (HINAGA TATSUHIKO)

山梨大学・大学教育研究開発センター・教授

研究者番号：60253374

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし